○文化庁告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
袋田の滝及び生瀬滝	平成二十七年文部科学省告示第三十九号	大子町（茨城県）
和歌の浦	平成二十二年文部科学省告示第百二十四号及び平成二十六年文部科学省告示第百四十四号	和歌山県
三井楽（みみらくのしま）	平成二十六年文部科学省告示第百三十八号	五島市（長崎県）

○文化庁告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、宮城県仙台市、同塩竈市、同多賀城市、秋田県にかほ市、山形県新庄市、同飽海郡遊佐町及び石川県加賀市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
おくのほそ道の風景地 草加松原 ガンマンガ淵（慈雲寺境内） 八幡宮（那須神社境内） 殺生石 遊行柳（清水流るゝの柳） 黒塚の岩屋 武隈の松 つゝじが岡及び天神の御社 木の下及び薬師堂 壺碑（つぼの石ぶみ） 興井	平成二十六年文部科学省告示第三十一号、平成二十六年文部科学省告示第百四十三号、平成二十七年文部科学省告示第四十五号及び平成二十七年文部科学省告示第百七十五号	仙台市（宮城県） 塩竈市（宮城県） 多賀城市（宮城県） にかほ市（秋田県） 新庄市（山形県） 遊佐町（山形県） 加賀市（石川県）
末の松山 雛が島 金鶏山 高館 さくら山 本合海 三崎（大師崎） 象潟及び汐越 親しらず 有磯海 那谷寺境内（奇石） 道明が淵（山中の温泉） 大垣船町川湊		

○文化庁告示第十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、熊本県八代市、同上益城郡山都町及び同八代郡氷川町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
肥後領内名勝地 五郎ガ瀧 聖リ瀧 走リ水ノ瀧 建神ノ岩 神ノ瀬ノ岩屋	平成二十七年文部科学省告示第三十九号	八代市（熊本県） 山都町（熊本県） 氷川町（熊本県）

○文化庁告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月三日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
久高島の海岸植物群落	平成二十七年文部科学省告示第百七十号	南城市（沖縄県）